

岩手県告示第748号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年10月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ヤマモト
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第17地割14番地の1
 - ウ 代表者の氏名 山本幸雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第2782号
 - (3) 処分の内容 とび・土工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年8月3日付けでとび・土工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年10月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 花北建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市十二丁目542番地1
 - ウ 代表者の氏名 伊藤晋哉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5397号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年7月14日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年10月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社木村工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市唐丹町字小白浜295番地
 - ウ 代表者の氏名 木村若子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第7919号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月1日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年10月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社寿工業
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市宮守町下鱒沢23地割30番地1
 - ウ 代表者の氏名 畠山寿雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第8910号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月6日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和3年10月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社協栄冷熱
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市若葉町一丁目14番20号
- ウ 代表者の氏名 杉山壽直
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第8946号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月12日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年10月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 佐々木林業土木
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市附馬牛町東禅寺1地割8番地1
- ウ 代表者の氏名 佐々木一夫
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第9064号
- (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年7月12日付で土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年10月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社盛鉄広告社
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市柵ノ目第2地割17番地
- ウ 代表者の氏名 杉澤茂樹
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第9462号
- (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年7月29日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年10月14日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 ヤナギサワ技建合同会社
- イ 主たる営業所の所在地 滝沢市葉の木沢山553番地12
- ウ 代表者の氏名 柳澤春美
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第20889号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月12日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年10月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社千葉木工所
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市中央通り11番5号
- ウ 代表者の氏名 千葉明子

- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第40137号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月27日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 令和3年10月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 N-T e c h
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市松崎町白岩11地割5番地
- ウ 代表者の氏名 澤村剛
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-1）第40221号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年8月23日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 令和3年10月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社双葉施工
- イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根油地28番地1
- ウ 代表者の氏名 牛光遠
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第60135号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、舗装工事業及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月2日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、舗装工事業及び水道工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 令和3年10月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社菊池架設
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町細越12地割37番地5
- ウ 代表者の氏名 菊池悦子
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第100017号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月14日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 令和3年10月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 A T L I E R N U K
- イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目2番2号
- ウ 代表者の氏名 佐々木幸史郎
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第110138号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月1日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業及び内装仕上工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。